

令和5年度経営診断受診促進事業実施要領

令和5年4月19日
(公社) 全日本トラック協会

1. 事業の趣旨

様々な経営課題を抱える会員事業者の相談ニーズに対応するため、全ト協または県ト協が推薦する中小企業診断士等による「総合的な経営診断(ステップ1)」を行う。さらに、その結果をベースに、経営改善に係る助言を行う「経営改善相談(ステップ2)」を実施する。

2. 事業の内容

経営改善に取り組む事業者が、経営実態の把握と課題を抽出するために必要な「総合的な経営診断(ステップ1)」を実施する場合に、経営診断費用の一部を助成する。

「総合的な経営診断(ステップ1)」の後、診断士に具体的な経営相談、助言を希望する事業者に対して「経営改善相談(ステップ2)」を実施する。

※「ステップ1」と「ステップ2」は同時に申込申請が可能

※全ト協または県ト協が推薦する中小企業診断士等が実施する「全ト協標準経営診断システム」による診断を受診

3. 予算額

310万円

4. 診断費用

- ・総合的な経営診断(ステップ1) 16万円(税別)
- ・経営改善相談(ステップ2) 5万円(税別)

※診断士の交通費は別途

5. 助成金額

(1) 会員事業者

①総合的な経営診断(ステップ1)

8万円(診断費用16万円(税別)の2分の1)

②経営改善相談(ステップ2)

2万円

※各都道府県トラック協会による協調助成は任意とする。

(2) 会員事業者(安全性優良事業所(Gマーク事業所))

①総合的な経営診断(ステップ1)

10万円(8万円(診断費用16万円(税別)の2分の1) + 2万円)

②経営改善相談(ステップ2)

3万円

※申請時において安全性優良事業所(Gマーク)を取得していること。

※各都道府県トラック協会による協調助成は任意とする。

6. 実施期間

令和5年5月1日～令和6年2月29日

以上

経営診断受診促進事業助成金交付要綱

平成18年7月3日 制定
令和5年4月19日 一部改正
公益社団法人 全日本トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）が行う、総合的な経営診断の受診を促進するための助成金（以下「助成金」という。）交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成対象は、都道府県トラック協会（以下「地方ト協」という。）会員の中小トラック運送事業者（以下「事業者」という。）であって、中小企業診断士等が実施する全ト協標準経営診断システムによる総合的な経営診断（以下「経営診断」という。）および、経営診断結果に基づく経営改善相談を受診した事業者（以下「受診事業者」という。）とする。
2 第1項の中小企業診断士等は、全ト協との契約がある者、又は、地方ト協の推薦がある者とする。

(助成対象経費)

第3条 助成対象経費は、経営診断および経営改善相談の受診に係る直接費用とし、別に定めるものとする。

(助成金の交付額)

第4条 経営診断の助成金交付額は、1事業者あたり対象経費（税別）の2分の1（上限8万円）とする。なお、申請時に安全性優良事業所（Gマーク）を取得する事業所は上限10万円とする。
2 経営改善相談の助成金交付額は、1事業者あたり2万円とする。なお、申請時に安全性優良事業所（Gマーク）を取得する事業所は3万円とする。

(予算総額)

第5条 予算総額は、310万円とする。

(助成対象事業者数)

第6条 助成対象者事業者数は予算の範囲内とする。

(経営診断・受診申し込み)

第7条 事業者が経営診断を受診しようとするときは、適用の可否について地方ト協の確認を得た上で、様式1の「経営診断受診申込書」（以下「診断申込書」という。）を地方ト協に提出する。

2 前項の診断申込書を受理した地方ト協は、様式2の「経営診断受診申請書」を直ちに全ト協に提出する。

（経営診断・受診申請受付通知）

第8条 全ト協は、前条の申請書を受理した場合は、様式3の「経営診断受診申請受付通知書」により、地方ト協に通知する。

2 前項の通知を受けた地方ト協は、様式4の「経営診断受診申込受付通知書」により、事業者に通知する。

（経営診断・助成金交付申請）

第9条 受診事業者が、本助成金の交付を受けようとするときは、経営診断の受診完了後、様式5の「経営診断受診促進助成金交付請求書」に診断費用支払の書類（振込明細もしくは領収証の写し）、経営診断（ステップ1）受診後調査票を添付の上、直ちに地方ト協に提出する。

2 前項の請求書を受理した地方ト協は、様式6の「経営診断受診促進助成金交付申請書」を直ちに全ト協に提出する。

（経営診断・助成金交付）

第10条 全ト協は、前条第2項の規定による申請書を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは交付の決定を行い、様式6を提出した地方ト協に対し、提出日の翌月末日に助成金を交付する。

2 全ト協は、前項の決定に際して、必要な条件を付することができる。

3 地方ト協は、全ト協から交付された助成金を受診事業者に交付する。

（経営改善相談・申し込み）

第11条 経営診断受診後、事業者が経営改善相談を希望するときは、様式7の「経営改善相談申込書」（以下「相談申込書」という。）を地方ト協に提出する。

2 前項の相談申込書を受理した地方ト協は、様式8の「経営改善相談申請書」を直ちに全ト協に提出する。

（経営改善相談・受付通知）

第12条 全ト協は、前条の相談申込書を受理した場合は、様式9の「経営改善相談受付通知書」により、地方ト協に通知する。

2 前項の通知を受けた地方ト協は、様式10の「経営改善相談受付通知書」により、事業者に通知する。

(経営改善相談・助成金交付申請)

- 第13条 事業者が、本助成金の交付を受けようとするときは、経営改善相談終了後、様式11の「経営改善相談助成金交付請求書」に診断費用支払の書類(振込明細もしくは領収証の写し)および経営改善相談(ステップ2)受診後調査票を添付の上、直ちに地方ト協に提出する。
- 2 当該経営改善相談を全ト協指定の中小企業診断士等以外の者が実施した場合は、上記添付書類に加えて、当該相談実施者が作成した経営改善相談実施記録(任意様式)を添付するものとする。
 - 3 前項の請求書を受理した地方ト協は、様式12の「経営改善相談助成金交付申請書」を直ちに全ト協に提出する。

(経営改善相談・助成金交付)

- 第14条 全ト協は、前条第2項の規定による申請書を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは交付の決定を行い、様式12を提出した地方ト協に対し、提出日の翌月末日に助成金を交付する。
- 2 全ト協は、前項の決定に際して、必要な条件を付すことができる。
 - 3 地方ト協は、全ト協から交付された助成金を受診事業者に交付する。

(経営診断・経営改善相談申請の取下げ)

- 第15条 受診申込受付後、および、経営改善相談受付後に事業者が経営診断受診を辞退する場合、事業者は、速やかに様式13の「経営診断受診・経営改善相談取下届出書」を地方ト協に提出する。
- 2 前項の届出書を受理した地方ト協は、様式14の「経営診断受診・経営改善相談取下届出書」を直ちに全ト協に提出する。

(助成金の返還)

- 第16条 全ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、地方ト協を通じて事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。
- (1)この要綱その他全ト協が定める事項に違反したとき
 - (2)虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- 2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、全ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(その他必要な事項)

- 第17条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、全ト協が別にこれを定める。

(附則)

第1条 本要綱は平成18年7月3日より適用する。

(附則)

第1条 本要綱は平成19年2月9日より適用する。

(附則)

第1条 本要綱は平成20年7月22日より適用する。

(附則)

第1条 本要綱は平成21年7月15日より適用する。

(附則)

第1条 本要綱は平成22年7月15日より適用する。

(附則)

第1条 本要綱は平成23年7月15日より適用する。

(附則)

第1条 本要綱は平成24年6月11日より適用する。

(附則)

第1条 本要綱は平成25年6月24日より適用する。

(附則)

第1条 本要綱は平成26年4月15日より適用する。

(附則)

第1条 本要綱は平成27年5月12日より適用する。

(附則)

第1条 本要綱は平成28年5月16日より適用する。

(附則)

第1条 本要綱は平成29年5月19日より適用する。

(附則)

第1条 本要綱は平成30年5月9日より適用する。

(附則)

第1条 本要綱は令和元年5月21日より適用する。

(附則)

第1条 本要綱は令和2年5月7日より適用する。

(附則)

第1条 本要綱は令和3年4月26日より適用する。

(附則)

第1条 本要綱は令和4年4月13日より適用する。

(附則)

第1条 本要綱は令和5年4月19日より適用する。

1. 総合的な経営診断（ステップ1）

専門家を派遣して総合的な経営診断を実施し、経営実態の把握と課題抽出等を図る

- ・診断費用 16万円(消費税別) ※別途交通費(現地出張費)必要
 - ・全ト協が診断費用の1/2 (上限8万円)を助成
 - ※Gマーク取得事業所は上限10万円を助成
 - ・都道府県ト協がさらに助成することは妨げない
- ・診断士 全ト協の推薦のある者、又は、県ト協の推薦のある者



標準経営診断（診断報告書を発行）

2. 経営改善相談（ステップ2）

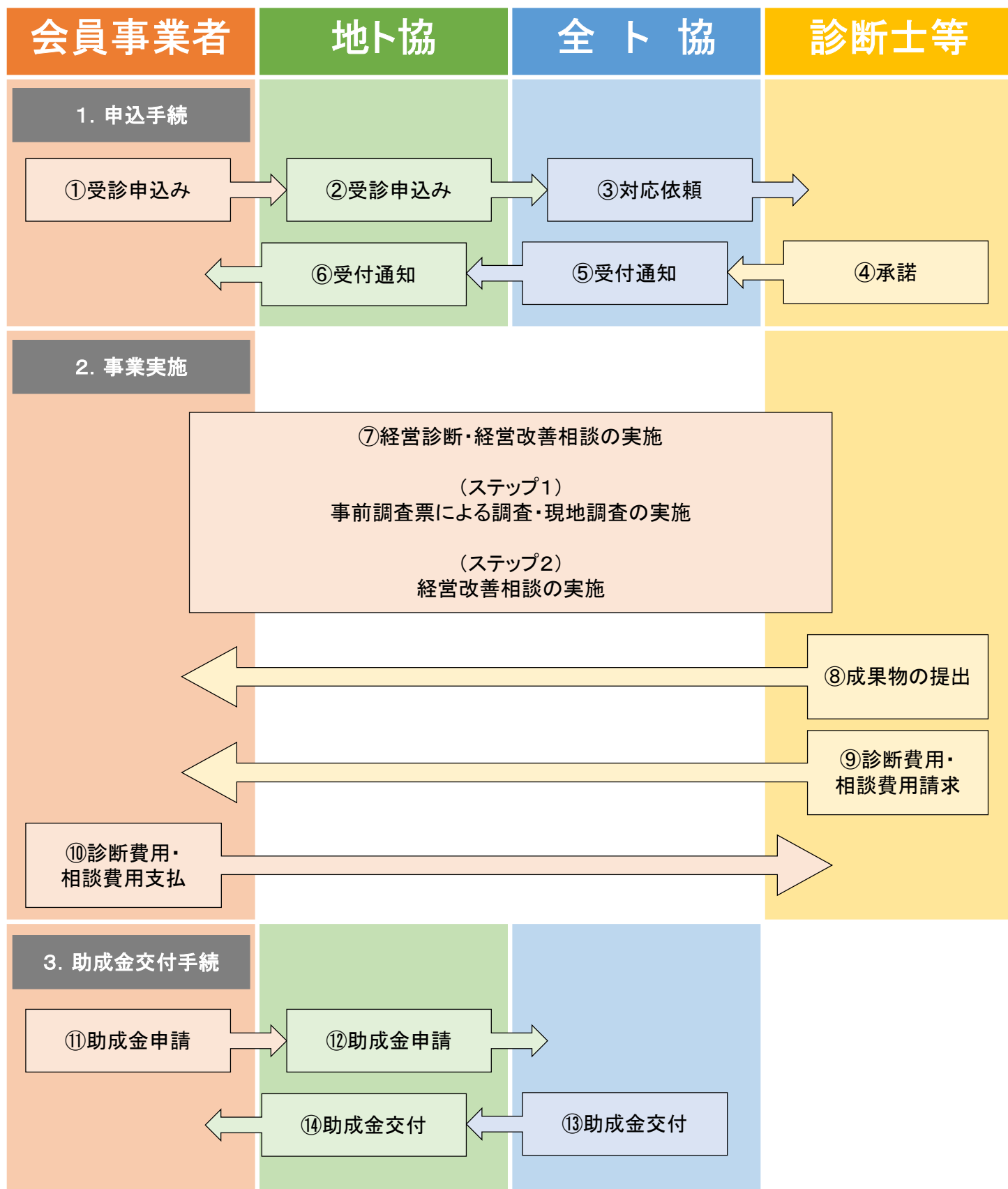
ステップ1で作成された「診断報告書」をベースに、トラック運送事業の経営診断に豊富な経験を持つ専門家により経営改善に係る助言を行う

- ・相談対象者 上記1.「総合的な経営診断」の受診者
- ・相談方法等 相談日を定め、完全予約制で実施
- ・相談費用 5万円(消費税別) ※別途交通費(現地出張費)必要
 - ・全ト協が2万円を助成
 - ※Gマーク取得事業所は3万円を助成
 - ・都道府県ト協がさらに助成することは妨げない
- ・診断士 ステップ1を診断した者と同一とする



助言を行い、経営改善提案（改善提案書を発行）

令和5年度経営診断受診促進事業 手順フロー



※ステップ1とステップ2では、使用する様式は異なりますが、手続の流れは共通です。

令和5年度経営診断受診促進事業の実施に係る全ト協提携診断士等一覧 別添5

令和5年4月現在

経営診断受診促進事業助成金交付要綱第2条第2項に記載する全ト協提携診断士等は以下のものとし、原則受診事業者最寄りのものを紹介することといたします。

地区	事務所名	担当	住所	電話番号
北海道	経営コンサルタント吉見事務所	代表 吉見 一伸	〒060-0009 北海道札幌市中央区北9条西24-1-15-307セザール円山北町	011-631-3600
東北	株式会社近田会計事務所	代表取締役 近田昭雄 部長 中村豊	〒039-1166 青森県八戸市根城八丁目6-11	0178-43-7051
東北	税理士法人平塚丸岡合同事務所 (株式会社テイケイシイ石巻電算センター)	代表社員/代表取締役 丸岡美穂	〒986-0806 宮城県石巻市開北1丁目8-45	0225-96-3880
関東	株式会社創造経営センター	取締役 高橋 朋秀 取締役 東野 正彦	〒113-0033 東京都文京区本郷2-10-9 富士ビル5階	03-3816-1451
北陸・信越	MMPCコンサルティンググループ (高山オフィス)	理事長 松井孝知	〒506-0031 岐阜県高山市西之一色町3-678	0577-34-2424
中部	MMPCコンサルティンググループ (名古屋オフィス)	理事長 松井孝知	〒460-0003 名古屋市中区錦1-6-17オリジン錦2F	052-202-1150
近畿	株式会社豊栄総合研究所 (税理士法人大阪合同会計事務所)	代表取締役 名越幸一	〒530-0038 大阪府大阪市北区紅梅町6-19	06-6356-0745

様式1（第7条関係）【事業者→地方ト協】

令和 年 月 日

経営診断受診申込書

一般社団法人滋賀県トラック協会
会長 甲斐切 稔 様

経営診断受診促進助成金交付要綱第7条に基づき、経営診断の受診について、下記の通り申込みを行います。

記

1. 企業名、連絡先等

所属協会	一般社団法人滋賀県トラック協会		
フリガナ 事業所名		認定番号	※Gマーク認定事業所は記入
法人番号			
フリガナ 代表者名	印		
住所	〒 -		
連絡担当者名			
所属・役職名			
電話番号	()		
メールアドレス			

2. 中小企業診断士等の指定 いずれかに○をつけて下さい。

a. (○) 全ト協指定

3. 同意事項

- ① 申込み後に提出する「事前調査表」および「事前提出資料」の内容が診断の対象となること、また、中小企業診断士等が現地診断を実施する際には、中小企業診断士等の質問や要求に誠意をもって対応し、診断がスムーズに進むよう努力することに、同意します。
- ② 決算書をはじめとする各種提出資料、現地調査で提供した資料は返却されずに、経営診断報告書とともに中小企業診断士等が保管することに同意します。
- ③ 現地調査に関する費用を負担することに同意します。
なお、本申込書の受付をもって、診断を実施する契約といたします。

※代表者署名欄

氏名	(手書きで氏名を書く→)	印→社印不可、個人印(認印可、シチハ不可)
日付	年 月 日	→記入日を書く

令和 年 月 日

経営診断受診促進助成金交付請求書

一般社団法人滋賀県トラック協会
会長 甲斐切 稔 様

申請者
代表者 ⑩

経営診断受診促進助成金交付要綱第9条に基づき、助成金の交付について、
下記の通り請求します。

記

1. 助成金額 :
2. 事業者名 :
3. 代表者名 :
4. 所在地 :
5. 電話番号 :
6. 振込先口座 銀行名 : 銀行・信用金庫
支店名 :
預金 : 普通・当座
口座番号 :
口座名義 :

・添付書類

1. 診断費用を振り込んだ際の振込明細書(領収書)または領収書の写し
2. 経営診断(ステップ1)受診後調査票

経営改善相談申込書
(ステップ2)

一般社団法人滋賀県トラック協会
会長 甲斐切 稔 様

事業者名

所在地

代表者名

⑩

経営診断受診促進助成金交付要綱第11条に基づき、経営改善相談を受けたく、下記のとおり申し込みます。

記

1. 事業者名 :
2. 代表者名 :
3. 所在地 :
4. 電話番号 :
5. 連絡責任者名 :
6. 連絡先電話番号 :
7. メールアドレス :
8. 中小企業診断士等名 :

※「経営改善相談」を行う診断士は、経営診断を実施した者同一とする。

9. 相談希望日 : 第一希望 年 月 日 ()
: 第二希望 年 月 日 ()

令和 年 月 日

経営改善相談助成金交付請求書
(ステップ 2)

一般社団法人滋賀県トラック協会
会 長 甲 斐 切 稔 様

申請者
代表者 ㊞

経営診断受診促進助成金交付要綱第 1 3 条に基づき、助成金の交付について、
下記の通り請求します。

記

1. 助成金額 :
2. 事業者名 :
3. 代表者名 :
4. 所在地 :
5. 電話番号 :
6. 振込先口座 銀行名 : 銀行・信用金庫
支店名 :
預 金 : 普通・当座
口座番号 :
口座名義 :

・添付書類

1. 診断費用を振り込んだ際の振込明細書（領収書）または領収書の写し
2. 中小企業診断士等が作成した経営改善相談実施記録(任意様式)
3. 経営改善相談（ステップ 2）受診後調査票

令和 年 月 日

経営診断受診・経営改善相談取下届出書

一般社団法人滋賀県トラック協会
会長 甲斐切 稔様

申請者
代表者 ⑩

年 月 日付けで行った「経営診断受診申請」または「経営改善相談」については、下記の通り取り下げることとしたので、経営診断受診促進助成金交付要綱第 15 条に基づき、届け出ます。

記

1. 事業者名 :
2. 代表者名 :
3. 所在地 :
4. 電話番号 :
5. 中小企業診断士等名 :

経営診断(ステップ1)受診後調査票

事業者名	
コンサルタント名	
ステップ1 受診日	年 月 日

以下、設問にご回答ください(該当に○)

Q1. 受診のきっかけ・目的について(複数回答可)

(1)きっかけ

- ①広報とらつく ②所属協会の会報誌 ③ホームページ ④他社からの情報
⑥その他 ()

(2)目的

- ①定期的な受診 ②経営状況の把握 ③財務諸表の改善 ④コスト削減
⑤その他 ()

Q2. 診断の満足度について

(1)診断内容

- ①期待以上の内容 ②期待どおりの内容 ③どちらともいえない ④やや不満 ⑤不満
【意見】 ()

(2)スケジュール管理・進め方

- ①期待以上の内容 ②期待どおりの内容 ③どちらともいえない ④やや不満 ⑤不満
【意見】 ()

Q3. 今後の対応について(複数回答可)

- ①指摘を踏まえて改善を図る ②社内で対応を検討する ③社内に現状を周知
④今後の参考にする ⑤現状の把握のみ ⑥特に変える予定はない
⑦その他 ()

Q4. 診断後の効果について(以前に受診されている場合のみご回答ください 複数回答可)

- ①財務状況の改善に繋げることができた ②業務の見直しに取り組むことができた
③何をすべきか明確になった ④コスト削減に繋がった ⑤現状把握
⑥あまり変わらなかった ⑦その他 ()

Q5. 診断事業に関する自由意見(要望等)

経営改善相談(ステップ2)受診後調査票

事業者名	
コンサルタント名	
ステップ2 受診日	年 月 日

以下、設問にご回答ください(該当に○)

Q1. 受診のきっかけ・目的について(複数回答可)

(1)きっかけ

- ①広報とらつく ②所属協会の会報誌 ③ホームページ ④他社からの情報
⑤中小企業診断士のすすめ ⑥その他 ()

(2)目的

- ①業務の見直し ②財務諸表の改善 ③コスト削減 ④給与体系の見直し
⑤その他 ()

Q2. 相談の満足度について

(1)相談内容

- ①期待以上の内容 ②期待どおりの内容 ③どちらともいえない ④やや不満 ⑤不満
【意見】 ()

(2)スケジュール管理・進め方

- ①期待以上の内容 ②期待どおりの内容 ③どちらともいえない ④やや不満 ⑤不満
【意見】 ()

Q3. 相談後の対応について(複数回答可)

- ①指摘を踏まえて改善を図る ②社内で対応を検討する ③社内に指摘内容を周知
④今後の参考にする ⑤特に変える予定はない
⑦その他 ()

Q4. 相談後の効果について(以前に受診されている場合のみご回答ください 複数回答可)

- ①財務状況の改善に繋げることができた ②業務の見直しに取り組むことができた
③何をすべきか明確になった ④コスト削減に繋がった ⑤給与体系の見直しが出来た
⑥あまり変わらなかった ⑦その他 ()

Q5. 診断事業に関する自由意見(要望等)

--